

# 東京都板橋区農業委員会

## 第24期第2回定例総会議事録

令和2年8月24日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

# 第 24 期第 2 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 8 月 2 4 日（月）午後 2 時

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 2 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料1)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)  
合計4件 (内訳：4条関係3件、5条関係1件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- (3) 国有農地見回り調査の結果について (資料4)
- (4) 令和2年度板橋区農業経営実態調査の実施について (資料5)
- (5) 板橋区障がい者活躍推進計画について (資料6)
- (6) 農業委員視察の中止について

### 3 その他

- (1) その他

### 4 次回日程

日 時 令和2年9月29日(火) 午後4時00分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	福島 聡司	委員
	染宮 利章	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	石田 真人	書記
	澤田 健作	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第2回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、福島委員、染宮委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>資料1、1ページをご覧ください。</p> <p>今回、1件申請がでておりました、この総会でお諮りし、問題がなければ、補助金の交付手続きを進めていきます。</p> <p>申請者の氏名、及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は区民農園整備事業で、事業内容は外柵設置、水道工事等です。施工場所は記載のとおりで、この方の区内所有農地面積は13.26アールとなっております。事業の経費が236万3千471円、申請金額がこのうちの3分の1の78万7千円です。詳細についてご説明いたします。2ページをご覧ください。農地の図面が載っております。3ページをご覧ください。工事の内訳を記載しています。具体的な整備内容につきましては、4ページから8ページに工事の図面を記載しています。次に9ページをご覧ください。区民農園整備事業として、区民農園を開設するための経費ということで申請がでております。交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっております、条件に合致しているものと判断しております。</p> <p>この件について、支障がなければ農業委員会会長名で区長あてに答申させていただきます、補助金を交付したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
会 長	<p>ご異議がないようですので、補助金の支給対象として支障がない旨、区長あてに答申したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>資料2、10ページをご覧ください。</p>

	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和2年7月11日から令和2年8月10日までに届出があったもので、3件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在は前野五丁目9番1及び2の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ905平方メートル、1,008平方メートルで、転用の目的は特別養護老人ホームでございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、首都高速5号線の南側、日暮台公園の東側になります。現地の詳細については、農政担当係長から画面でご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は区立特別養護老人ホーム「みどりの苑」で、昭和63年着工、平成2年1月完了で、鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階で現況に対する届出です。今回の申請は、区側で施設の民営化を検討しており、測量のうえ合筆する関係で地目の変更が必要になったためと聞いています。</p>
事務局長	<p>続きまして専決番号2、土地の所在は高島平七丁目39番5及び6の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ154平方メートル、76平方メートルで、転用の目的は倉庫でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、新高島平駅の北側、新河岸川沿いになります。現地の詳細については、農政担当係長から画面でご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は倉庫で、昭和49年工事完了済み、鉄骨造1階建て1棟、現況に対する届出です。</p>
事務局長	<p>続きまして専決番号3、土地の所在は成増四丁目587番1、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は675平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、赤塚第二中学校の北側になります。現地の詳細については、農政担当係長から画面でご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は共同住宅で、建設時期は不明ですが、軽量鉄骨造スレートぶき2階建て2棟、現況に対する届出です。</p>
事務局長	<p>続きまして、12ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、令和2年7月11日から令和2年8月10日までに届出があったもので、1件です。</p>

	<p>専決番号1、土地の所在が常盤台一丁目59番2、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は9平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、中板橋駅の北側で、石神井川を渡った環七通り沿いになります。現地の詳細については、農政担当係長から画面でご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は共同住宅の敷地の一部で、今回はその一部の土地について届出が出ております。場所は常盤台一丁目の環七通り沿いで、写真右側の共同住宅の裏側の土地になります。今回の届出は、共同住宅と裏の植え込みの土地所有者が別だったため、共同住宅の土地所有者名義に変更するための届出だと思われます。</p>
会 長	<p>何かご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>資料3、13ページをご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和2年7月11日から令和2年8月10日までの間に照会があったもの、3件でございます。 番号1、土地の所在は赤塚七丁目1286番1及び1287番1の2筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ115平方メートル、30平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月13日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。続きまして番号2、土地の所在が赤塚七丁目1288番1、地目は畑、面積は198平方メートル、現況は非農地でございます。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月13日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。番号1と2のおおむねの位置ですが、新大宮バイパスの新四葉の交差点の南側です。現地の詳細については農政担当係長から画面でご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は駐車場となっておりますが、「建築計画のお知らせ」が既に掲示されていまして、2021年3月着工、2022年2月完了予定、鉄骨造地上3階建て「サービス付き高齢者住宅」の建築予定となっております。駐車場入口側が1番の土地2筆で、奥側が2番の土地1筆でございます。いずれも非農地である旨を法務局に回答しております。</p>

事務局 長	<p>続きまして番号3、土地の所在は徳丸四丁目172番45、地目は畑、面積は742平方メートル、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を8月14日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、赤塚第一中学校の東側です。現地の詳細については、農政担当係長から画面でご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は新設の駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
会 長	<p>何かご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(3)国有農地見回り調査の結果について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらについては、農政担当係長からご報告させていただきます。</p>
農政担当係長	<p>資料4、15ページをご覧ください。国有農地見回り調査の結果についてご報告いたします。見回り実施日は令和2年8月12日、見回り実施者は事務局職員2名で確認いたしました。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりですので、省略させていただき、今回の状況についてご報告させていただきます。</p> <p>15ページの(1)未貸付地と農耕貸付地は10件ですが、今年の調査時から1件減となっております。これは、農耕貸付地1件が競売により不動産会社へ所有権が移転したものでございます。調査結果ですが、今回確認した10件は、前回調査からの改善・変更はございませんでした。次に16ページ(2)転用貸付地21件ですが、こちらも今年の調査時から1件減となっておりますが、個人住宅所有者へ国有農地を払い下げたことによるものです。調査結果でございますが、今回確認いたしました21件は、こちらも前回の調査から状況の変化はございませんでした。</p> <p>それでは、これから画面を使いまして、現況についてご説明させていただきます。</p> <p>〔農政担当係長から国有農地の現況説明〕</p> <p>現況のご説明は以上でございますが、総会終了後、区内の国有農地については、状況の変化・変更は無い旨、東京都知事あてに報告いたします。国有農地の調査結果のご報告は以上です。</p>

会 長	何か質問等ございましたら、お願いいたします。
春日委員	No.4の警告の貼り紙の内容を教えてください。
農政担当係長	貼り紙には「国有農地なので立ち入り禁止、私有物の放置を防ぐため、12月に入り口を封鎖します。当敷地内の私有物は早急に撤去してください」と記載されています。
春日委員	ありがとうございました。
会 長	ほかにご質問等ございますか。ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(4)令和2年度板橋区農業経営実態調査について、事務局、説明をお願いいたします。
事務局 長	こちら農政担当係長からご報告させていただきます。
農政担当係長	<p>資料5、17ページをご覧ください。1番、この調査の目的ですが、区内農業者における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために、毎年実施しているものでございます。2番、調査の内容でございますが、18ページから23ページまでが調査票になりますが、昨年から特段の変更点はございません。3番、調査対象でございますが、板橋区に住所を有する農業者144戸でございます。この農家戸数ですが、昨年度の調査の際、漏れがないようにと委員さんからご指摘をいただきまして、主税局から農地課税されている農地のリストと区で保有する農地台帳を突合した結果、140戸から4件追加しまして、昨年度から144戸を調査対象としております。</p> <p>続いて4番、今後のスケジュールですが、(1)調査票の配布方法ですが、9月1日に調査票を郵送する予定でございます。調査の基準日は8月1日でございます。8月1日時点の内容で調査票はご記入いただきます。調査票の提出期限は10月2日で、令和3年1月までに集計を行い、2月に報告書を作成し、2月の定例総会でご報告したいと考えています。5番、その他ですが、本調査は、板橋区と農業委員会が共催で実施するものでございます。</p> <p>続きまして、24ページをご覧ください。今回区が実施する農業経営実態調査に併せまして、東京都農業会議が東京都から委託されて実施する「都市農地保全調査」を併せて実施いたします。この「都市農地保全調査」の調査票は25ページと26ページでございます。A4の両面刷りとなります。調査内容でございますが、経営の概況、特定生産緑地への指定の意向や、都市農地貸借円滑化法により生産緑地を「貸したい」</p>



	<p>または「借りたい」といったご意向を伺う内容になってございます。 ご報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>何かご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項 (5)板橋区障がい活躍推進計画について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは資料6、27ページをご覧ください。本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、地方公共団体には、法定雇用率の達成に向けた取組みだけでなく、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが求められ、これを推進するため「障がい者活躍推進計画」の策定・公表が令和2年4月に義務付けられたことに伴い作成したものです。この「障がい者活躍推進計画」は、任命権者ごとに作成する必要がありますが、区全体で障がい者の活躍推進に向けた取組みを実施していくことから、板橋区長並びに各行政委員会の連名で計画を策定することになりました。本計画書については、総務部人事課から計画案が示されたものでございます。34ページにお進みいただきまして、この計画案の内容については特段意見等がなかったため、事務局長専決処分により、34ページの同意書を、農業委員会会長名で板橋区長あてに回答させていただいたものでございます。 ご説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>何かご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項 (6)農業委員視察の中止について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>特に資料はございませんが、昨年は、練馬の民間貸し農園や、世田谷区立喜多見農業公園などの委員視察を9月30日(月)に実施いたしましたが、都内における新型コロナウイルス感染者数が増加している現在、バスでの移動のリスク、それから視察先からしますと、この状況で視察の受け入れはできない、というのが現在の状況だと思いますので、今年度の農業委員の視察は、残念ですが中止とさせていただきたいと考えています。また、23区内の農業委員会においても視察は中止と聞いています。 ご説明は以上です。</p>

会

長

何かご質問等ございましたら、お願いいたします。  
ないようですので、これをもちまして第2回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時00分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 9月18日(金) 午後2時00分
- ・定例総会 9月29日(火) 午後4時00分